(一)　道路の種類　一般国道
(二)(一)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
(二)(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字上平二番三から同町字力昼四二四番一地先まで	前	一九・四六～八九・四二メートル	〇・五〇〇キロメートル
	後	二六・五三～九六・五九メートル	〇・五〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第二百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十四日

北海道開発局長　今　日出人

その関係図面は、平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)(一)　路線名　二百三十三号
(二)(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前 A	二三・三七～八七・八八メートル	三・六九七キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	一〇・五〇～一三七・二九メートル	二・六六七キロメートル	
	後 A	二三・三七～八七・八八メートル	三・六九七キロメートル	
	後 B・C	一〇・五〇～一三七・二九メートル	二・六六七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)(一)　路線名　二百三十八号
(二)(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字宗谷村字増幌一八〇四番一地内	前	二二・〇〇～二六・〇〇メートル	〇・〇一一七キロメートル
	後	二二・〇〇～二六・〇〇メートル	〇・〇一一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第二百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十四日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道勇払郡むかわ町美幸四丁目二〇番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百三十五号及び二百三十七号	北海道日高郡新ひだか町静内浦和五八七番一地内	〃
四百五十三号	千歳市支笏湖温泉支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一七五林班ル小班から同市支笏湖温泉支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年八月二十四日

人事異動

内閣法制局

（警察庁長官官房付）警視正　早川　剛史

内閣法制局参事官（第二部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第二部）　太刀川浩一

警察庁に出向させる（以上八月二十二日）

法務省

（在大韓民国日本国大使館一等書記官）外務事務官　小林　隼人

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務事務官（法務省大臣官房付、法務省大臣官房秘書課付）に併任する

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房付兼法務省訟務局付）

検事兼法務事務官　永井　孝治

法務省大臣官房付の併任を解除する

（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）検事　岡田　陽一

福岡地方検察庁検事に配置換する

福岡高等検察庁検事の併任を解除する（以上八月十五日）

官庁報告

法務

再審による無罪判決の公示

雪田薫（昭和五一年四月三〇日生）に対して、「平成二四年一一月三日自動車運転上の過失により二名に傷害を負わせた。」との事実につき、略式命令（罰金一〇万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二八年六月二九日無罪の言渡しをした。

玉名簡易裁判所

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第２６９号

岩手県花巻市桜木町２丁目41番地

申立人　豊沢川土地改良区

本籍岩手県花巻市材木町18番、最後の住所岩手県花巻市材木町18番10号、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日平成12年９月５日、出生の場所青森県上北郡天間林村、出生年月日昭和15年９月14日、職業不明

被相続人　亡　古舘　幸男

事務所岩手県花巻市花城町12番６号　小山田事務所

相続財産管理人　司法書士　小山田泰彦

盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２８年（家）第２００８号

山形市七日町３丁目１番16号

申立人　山形県農業信用基金協会

本籍山形県最上郡鮭川村大字庭月308番地、最後の住所山形県最上郡鮭川村大字庭月308番地、死亡の場所山形県最上郡鮭川村、死亡年月日平成27年８月９日、出生の場所山形県最上郡豊田村、出生年月日昭和27年４月４日、職業会社経営者

被相続人　亡　高橋　弘嗣

事務所山形県山形市宮町５丁目12番21号伊藤三之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　三之

山形家庭裁判所新庄支部